

令和7年12月25日 部長会議

開催日時	令和7年12月25日(木) 午前9時00分から午前9時17分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部総括副部長(まちづくり協働部長代理)、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、都市計画部総括副部長(特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長代理)、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1.市長訓示

- ・11日に11月定例市議会が閉会した。一般質問や各委員会への対応について、感謝する。
- 審議の過程で議員よりいただいた意見、提言については、今後の施策の推進に反映できるものはお願いしたい。
- ・今年も残すところ、明日の仕事納めを残すばかりとなった。職員の皆さんには、この一年、それぞれの担当業務や支援業務に精励いただき感謝する。
- 年末年始も市民生活を守る施設や所属については、苦労をかけるが宜しくお願いする。昨年に続き、この年末年始の休暇は、9連休と少し長い休暇となるので、この間に一年の疲れを癒し、来年に向けて英気を養っていただくとともに、日頃から皆様を支えてくださっている御家族に感謝し、御家族とともに健やかな新年を迎えることを、また、年明けには皆さんと良いスタートが切れるることを願っている。

2.重要報告

(1)財務書類(令和6年度決算)について

【資料:報1-1・2】

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

- ・令和6年度決算の財務書類を作成したことから、公表を行うもの。
- ・貸借対照表について、資産は、新規で取得した有形固定資産が減価償却費を上回り、約29億円の増となった。負債については、新たな市債の借入額が償還額を上回り、約27億円の増となった。
- その結果、純資産は約2億円の増となった。
- ・行政コスト計算書および純資産変動計算書については、地方交付税や地方特例交付金等の増により、純資産が約2億円増加し、財源を貯蓄することができた。
- ・資金収支計算書については、収入が支出を上回ったことから、令和6年度末の資金残高は5億円となった。
- ・比率が高いほど施設の老朽化が進んでいることを指す「有形固定資産減価償却率」については、56%となり、他団体より低い状況である。

- ・比率が高いほど財政状況が健全であることを指す「純資産比率」については、78.3%となり、他団体より高い状況である。
- ・比率が高いほど将来世代が負担する割合が高いことを指す「将来世代負担比率」については、19.3%となり、他団体よりも低い状況である。
- ・市民一人当たり負債額については、38万2,594円となり、大規模事業の影響により、昨年度決算より増加したものの、引き続き、県内平均よりも低い状況である。
- ・受益者負担比率については、4.8%であり、前年度と同水準である。
- ・市民一人当たり行政コストについては、38万4,937円となり、他団体より低い状況である。
- ・これらのことから、本市の財政状況は健全性を保っている状況であると分析している。

(2) 支出に関する決裁事項の総務部(財政課)への合議区分の金額要件等の見直しについて

【資料:報2-1】

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

- ・近年の物価高騰等を踏まえ、支出に関する決裁事項の総務部(財政課)への合議区分の金額要件等の見直しを行うもの。
- ・平成28年度予算の執行から、支出に関する財政課への合議金額を100万円以上に引き上げたが、物価高騰や予算規模の拡大により、当時より合議数が増加しており、平成28年と比較すると、支出負担行為書は約15%(250件)増加、調定決議書は約22%(250件)増加している。
- ・国において少額随意契約の基準額が引き上げられたことからも、本市の基準を100万円から200万円に改める。
- ・今回の見直しに併せて、補助金の額の決定等についても、合議区分の金額要件を200万円に改めるほか、歳出の執行委任協議や調定決議書の合議については、廃止とする。なお、流用や要綱等については、これまでと同様に財政課合議を要する。
- また、500万円以上の区分の合議については、引き続き、経営層:副部長以上の決裁とし、見直しの対象外とする。
- ・見直しを始める時期については、新財務会計システムの運用に合わせ、令和8年度予算の執行から適用とする。
- なお、2月から行う令和8年度の準備行為についても新たな基準を適用する。
- ・今後、事務決裁規程の改正および府内への周知を行う予定である。

(3) 簡易で少額なものの随意契約にかかる運用見直しについて

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

- ・物価高騰の状況や事務の効率化・迅速化を図る観点から、また国の少額随意契約の基準が引き上げられたことを踏まえ、本市においても簡易で少額なものの随意契約をしようとするときの見積書の徴取事務について、見直しを行う。
- ・現在は、見積書を徴する者を1者とすることができる予定価格の金額基準を10万円未満としており、また見積書を省略できる金額基準は定めてない状況である。
- ・見積書を徴する者を1者とすることができる予定価格の金額基準を30万未満とした場合、削減効果を検証したところ、22.6%の削減となった。
- ・これらを踏まえ、見積書を徴する者を1者とすることができる予定価格の金額を、10万円未満から30万円未満へと変更する。

また、特に簡易で少額なものの契約をしようとするときの見積書徴取について、予定価格の金額を10万円未満は省略とし、予算費目を支出負担行為兼支出命令書での手続きができる費目(会計規則第26条第4項関係)とする。

- ・令和8年度予算の執行から適用となる。

(4)教育委員会事務の点検および評価の報告書(評価対象:令和6年度)の公表について

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表するもの。
- ・点検・評価の方法については、草津市教育振興基本計画(第3期)の9つの基本項目について、内部点検・評価を行った後、外部評価委員に意見、助言をいただいた。
- ・点検・評価の結果については、9つの基本項目ごとに設定している成果指標(全18項目)の目標達成度としては、100%以上が7項目、75%以上が8項目、50%以上が1項目、その他2項目の合計18項目となっている。
- ・主要事業については、総合計画の施策評価であり、期待通りの成果であったものが57事業であった。
- ・外部評価委員会からの意見としては、多くの事業に取り組まれていることを高く評価している、計画期間の途中で成果指標が変わる時には、本当に合致している内容なのかどうかを再度検討・確認いただきたいこと、市で取り組んでいる様々な事業は、多くの市民の方々にも知りたいなどの意見があった。
- ・今後のスケジュールとしては、1月22日に定例教育委員会で報告、その後議会報告を行い、2月上旬にはホームページ等で公表を行う予定である。

3. その他の

【危機管理監から】

- ・琵琶湖の渇水対策にかかる危機管理対策本部会議を本日予定していたが、琵琶湖の水位の状況が若干戻ったことから、中止とさせていただいた。
- ・現在マイナス68cmから69cmあたりまで回復している状況であるが、天気の状況により、年末年始の間に水位が下がる可能性もある。
- ・県の警戒本部が立ち上がった場合には、本市も同様に警戒体制や対策会議をお願いする可能性があり、その際は対応をお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話 077-561-2320
ファックス 077-561-2489
メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp